

森林環境税・森林環境譲与税の趣旨

税の趣旨

森林には、温室効果ガスの削減や災害・土砂崩れを防ぐ効果があり、適切な森林の整備等を進めていくことは我が国の国土や国民の生命を守ることにつながります。

一方で、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより手入れ不足の森林が増えています。

このような現状の下、

- ・温室効果ガス排出削減目標の達成
- ・災害防止等を図るための森林整備

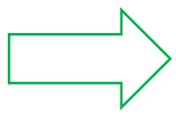
に必要な財源を安定的に確保する観点から平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

使途の概要

森林環境譲与税は「**森林整備及びその促進に関する費用**」に充てることとなっています。

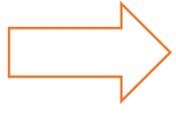
- ✓ 間伐や路網開設などの森林整備
- ✓ 森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保
- ✓ 森林整備を支えるための木材利用の取り組みや普及啓発

多くの森林を有する
山間部の区市町村では



新しい森林管理システムを活用し、これまで手入れのできていなかった森林の整備、その経営管理を担う人材育成・担い手の確保を推進します。

森林が少ない
都市部の区市町村では



木材利用の促進や、山間部の市町村との連携による森林環境教育などの普及啓発等に取り組みます。

杉並区は主にこちらの取組に譲与税を使っています。